

【令和6年4月1日から】福祉用具購入費の支給申請に関する変更について

令和6年4月1日より福祉用具貸与の対象用具のうち一部は利用方法（貸与または購入）を選択できるようになります。

〈対象となる福祉用具〉

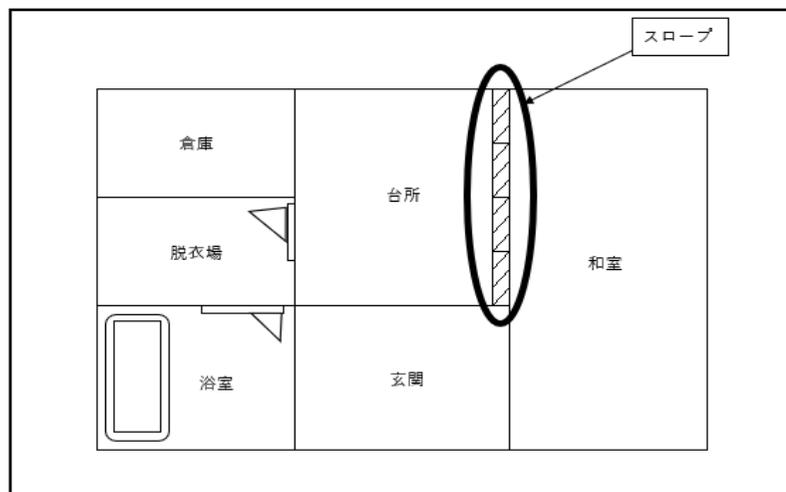
- ・ 固定用スロープ
- ・ 歩行器（歩行車を除く）
- ・ 単点杖と多点杖

それに伴い、**固定用スロープ**を購入される場合は申請書とともに取付箇所のわかる**平面図を添付**いただきますようお願いいたします。

同じ品番の物を複数購入される場合は購入（予定）金額の欄に合計金額と単価・数量を補記して下さい。

なお、申請書等に変更はございません。

平面図のイメージ



(例) 償還払いの場合

福祉用具名 (種目名及び商品名)	製造事業者及び 販売事業者名	購入金額	購入日
商品名		合計〇〇〇〇 円 (@〇〇〇円×個数)	年 月 日
		円	年 月 日
		円	年 月 日

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費事前承認申請兼受領委任払い同意書も同様にお願いいたします。